

平成28年3月
宇部市議会議員 芥川 貴久爾

平成27年6月定例会一般質問で行った「市県民税の国による一括処理について」で提案した所得税と市県民税との同時課税を下記のとおりまとめました。

記

所得税と市県民税との同時課税（提案）

1 趣旨

現在、地方創生により地方自治体は独自の政策で、より魅力ある自治体となるべくいろいろな知恵を絞っている。今後、いろいろな事業を展開するにしても財源が重要な事項になってくる。そのため、国、県及び市町村が共同して行えば効果のある事務を洗い出し、実施することで財源を捻出する。

2 現状

市県民税については、それぞれの都道府県及び市町村において納税義務者の前年の所得をもとに算定された課税標準額に税率を掛けて算出している。宇部市（どこの市も同様と思うが）においては、山口県の県民税と併せ徴収している。前年の所得に対して課税しているので、次のような事務が発生している。

(1) 宇部市

市県民税を毎年、事業者からの所得の情報や国からの確定申告の情報から計算を行い、各事業所や個人に納税通知書を送付している。

住居移転などで、他市に行った人に滞納があれば、他市まで徴収に行くこともある。

(2) 山口県

宇部市に徴収委託しているので、毎年約2億4千万円の委託料を支払っている。滞納処分についても係員を派遣している。

(3) 事業所

宇部市へ前年の給与所得について給与支払報告書により通知する。

その後、宇部市からの納税通知書により、従業員の給料から市県民税を天引きし、納付書により宇部市に市県民税を納付している。従業員の住所が多くの市町村にいれば、それぞれ各市町村に納付している。

従業員に退職・転職・異動・就職などが発生した時は、各市町村に連絡し、新しい通知書により納付処理をしている。

3 問題点

- ・ 退職など給料が入らなくなった年に多くの市県民税が賦課され、負担が多く、滞納の原因となっている。
- ・ 市県民税を徴収するのに市町村及び県は多額の費用をかけている。
- ・ 事業所において市県民税の納税事務が発生している。

4 提案内容

地方税法を改正し、所得税と同時に所得が発生した時に市県民税を賦課徴収することとする。

5 システムイメージ

- ・ 事業所においては、所得税と同様に市県民税の税率の早見表によって、所得税と併せ市県民税を給料から天引きし、国に一括納付する。
- ・ 国は、天引きした市県民税を各市町村に配分する。
- ・ システム開始年においては、前年に引き続き事業所に勤務している人は、前年の所得税に対する市県民税と重複徴収となるので、その税額を記録しておき、退職した年の次の年に徴収する（マイナンバーの導入により管理はしやすくなると考えられる）。なお、市町村においては、早期支払い特典を設けて前納支払ができるようにすることも考えられる。

6 効果

(1) 宇部市

賦課業務がなくなり、徴収業務も激減すると考えられる。

(2) 山口県

委託料が要らなくなり、徴収業務の派遣も激減すると考えられる。

(3) 事業所

市町村税の事務がなくなり、現在行っている所得税に関する事務量になる。

7 増加事務

国においては、地方税法の改正とシステム設計が一時的な業務として発生する。

毎月、都道府県及び市町村に送付事務が発生する。なお、都道府県や市町村からの派遣職員で処理することも考えられる。ICTによって事務の軽減も期待できる。

8 その他

- ・ 宇部市においては、毎年の市県民税は80億円程度であり、上記にも書いたが、山口県から2億4千万の委託料をもらっており、宇部市においても億単位の経費をかけて市町村税の納付事務を行っている。
- ・ 退職後の市町村税がかかるので、退職者に不満を与えている。非常に心理的にマイナスになっている。